

**函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準等を定める条例 新旧対照表【第1条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(管理者)</p> <p>第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し，または<u>同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>(内容および手続の説明および同意)</p> <p>第51条の2 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，利用申込者またはその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，第5項で定めるところにより，当該利用申込者またはその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は，当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に，第55条に規定する重要事項に関する規程の概要，介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込</p>	<p>(管理者)</p> <p>第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し，または他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容および手続の説明および同意)</p> <p>第51条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第267条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に，第55条に規定する重要事項に関する規程の概要，介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込</p>

者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第56条 (略)

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(2) 第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

- 第59条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第48条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第56条 (略)

2 (略)

(1) 第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第59条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第59条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、

(3)～(5) (略)

(管理者)

第61条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの
具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師もしくは歯科医師からの情報伝達またはサービス担当者会議もしくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画または介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者およびその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものと

その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(管理者)

第61条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの
具体的取扱方針)

第87条 (略)

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師もしくは歯科医師からの情報伝達またはサービス担当者会議もしくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画または介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者およびその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する担当職員および同条第2項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第251条第4号および第265条第3号において同じ。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者

する。

(2)～(14) (略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの
基本取扱方針)

第125条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4・5 (略)

(管理者)

第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

(新設)

の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2)～(14) (略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの
基本取扱方針)

第125条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4・5 (略)

(管理者)

第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活

(定員の遵守)

第140条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者および他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(地域等との連携)

第141条 (略)

(新設)

(記録の整備)

第142条 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を

用して行うことができるものとする。)
を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

(定員の遵守)

第140条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する担当職員および同条第2項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者および他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(地域等との連携)

第141条 (略)

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)
を定期的
に開催しなければならない。

(記録の整備)

第142条 (略)

2 (略)

整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第137条第2項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第158条 (略)
2～4 (略)

(新設)

5 (略)

(管理者)

第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）およびその員数は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第137条第2項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第158条 (略)
2～4 (略)

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(管理者)

第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第174条 (略)

- (1) (略)
- (削る)

成18年法律第83号) 附則第130条の2 第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。) 第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士および理学療法士または作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院または診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士および理学療法士または作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院または診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員または介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者および入院患者の数が3またはその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師もしくは准看護師または介護職員を1人以上配置していること。

(5) (略)

2 (略)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介

(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院または診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士および理学療法士または作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院または診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員または介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3またはその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師もしくは准看護師または介護職員を1人以上配置していること。

(4) (略)

2 (略)

第175条 (略)

(1) (略)

(削る)

介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（函館市指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第29号）第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院または診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院または診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4)・(5) (略)

2 前項第3号および第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況もしくは病状により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設もしくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室または病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第178条 (略)

2 (略)

(新設)

(2) 療養病床を有する病院または診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院または診療所として必要とされる設備を有することとする。

(3)・(4) (略)

2 前項第2号および第3号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況もしくは病状により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設もしくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室または診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第178条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次

(定員の遵守)

第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 療養病床を有する病院もしくは診療所または老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床または老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数および療養病床または老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- (3)・(4) (略)

(記録の整備)

第181条 (略)
2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第178条第2項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(定員の遵守)

第180条 (略)

- (1) (略)
- (2) 療養病床を有する病院または診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数および療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第181条 (略)

2 (略)

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第178条第2項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項および第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の2第3項および第4項ならびに第122条第2項第1号および第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項、第141条および第141条の2の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の2第3項および第4項ならびに第122条第2項第1号および第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第192条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

(削る)

(削る)

規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所
にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

(削る)

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所
にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

(削る)

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護
予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

(削る)

(新設)

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とする
こと。ただし、利用者への指定介護
予防短期入所療養介護の提供上
必要と認められる場合は、2人と
することができること。

b 病室は、いずれかのユニットに
属するものとし、当該ユニットの
共同生活室に近接して一体的に設
けること。ただし、一のユニット

の利用者の定員は、原則としてお
おむね10人以下とし、15人を超え
ないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平
方メートル以上とすること。ただ
し、aただし書の場合にあつては、
21.3平方メートル以上とす
こと。

d ブザーまたはこれに代わる設備
を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニ
ットに属するものとし、当該ユニ
ットの利用者が交流し、共同で日
常生活を営むための場所としてふ
さわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2
平方メートルに当該共同生活室が
属するユニットの利用者の定員を
乗じて得た面積以上を標準とす
ること。

c 必要な設備および備品を備える
こと。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、または
共同生活室ごとに適当数設けるこ
と。

b 身体の不自由な者が使用するの
に適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、または
共同生活室ごとに適当数設けるこ
と。

b ブザーまたはこれに代わる設備
を設けるとともに、身体の不自由
な者が使用するのに適したものと
すること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とす
こと。ただし、中廊下の幅は、2.7メー
トル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内のりによる測定で40
平方メートル以上の床面積を有し、必
要な器械および器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴す
るのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専
ら当該ユニット型指定介護予防短期入所
療養介護事業所の用に供するものでな
ければならない。ただし、利用者に対する
指定介護予防短期入所療養介護の提供に

(新設)

支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とする
こと。ただし、利用者への指定介護
予防短期入所療養介護の提供上
必要と認められる場合は、2人と
することができること。

b 病室は、いずれかのユニットに
属するものとし、当該ユニットの
共同生活室に近接して一体的に設
けること。ただし、一のユニット
の利用者の定員は、原則としてお
おむね10人以下とし、15人を超え
ないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平
方メートル以上とすること。ただ
し、aただし書の場合にあつては、
21.3平方メートル以上とすること。

d ブザーまたはこれに代わる設備
を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニ
ットに属するものとし、当該ユニ
ットの利用者が交流し、共同で日
常生活を営むための場所としてふ
さわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2

平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備および備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、または共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、または共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザーまたはこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械および器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(新設)

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介

護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第195条 （略）

2～4 （略）

（新設）

5 （略）

（定員の遵守）

第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護またはユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) （略）

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員および病室の定員を超えることと

護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第195条 （略）

2～4 （略）

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 （略）

（定員の遵守）

第196条 （略）

(1) （略）

(削る)

なる利用者数

(3) (略)

(従業者の員数)

第204条 (略)

2～8 (略)

(新設)

(管理者)

第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(利用料等の受領)

第211条 (略)

(2) (略)

(従業者の員数)

第204条 (略)

2～8 (略)

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アおよび第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第218条において準用する第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、ならびに当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全およびケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(利用料等の受領)

第211条 (略)

(協力医療機関等)
第215条 (略)

(新設)

(口腔衛生の管理)
第211条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(新設)

(協力医療機関等)
第215条 (略)
2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(新設)

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(新設)

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

(新設)

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

(新設)

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合におい

2 (略)

(記録の整備)

第217条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第214条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の4および第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第213条」と、第140条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第229条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介

ては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)

第217条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第210条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第214条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2および第141条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第213条」と、第140条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第229条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介

護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第234条 (略)

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第236条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(3) 前条第8項に規定する結果等の記録

(4) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(7) 次条において準用する第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 次条において準用する第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 次条において準用する第214条第3項に規定する結果等の記録

(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の4、第140条の2、第208条から第212条までおよび第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるの

護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第234条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第236条第2項の規定による受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(3) 前条第8項の規定による結果等の記録

(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(7) 次条において準用する第210条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 次条において準用する第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 次条において準用する第214条第3項の規定による結果等の記録

(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2、第208条から第211条まで、第212条および第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」

は「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設および受託介護予防サービス事業所」と、第140条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の員数)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)

(管理者)

第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(掲示および目録の備え付け)

第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前

とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設および受託介護予防サービス事業所」と、第140条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の員数)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)

(管理者)

第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(掲示および目録の備え付け)

第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重

項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

3 (略)

(記録の整備)

第248条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(2) 第246条第4項に規定する結果等の記録

(3) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(6) (略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(新設)

要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 (略)

(記録の整備)

第248条 (略)

2 (略)

(1) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第251条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第246条第4項の規定による結果等の記録

(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(7) (略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第251条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与または指定特定介護予防福祉用具販売のいずれ

(4)～(6) (略)

(新設)

(新設)

(7) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

6～8 (略)

(管理者)

かを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

(5)～(7) (略)

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6～8 (略)

(管理者)

第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第262条 (略)

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第259条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(2) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(5) (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第265条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第262条 (略)

2 (略)

(1) 第259条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第265条第8号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(6) (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第265条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与または指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の

(3)・(4) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(5) (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第266条 (略)

2～4 (略)

(新設)

(電磁的記録等)

第267条 指定介護予防サービス事業者および指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第51条の5第1項（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条および第263条において準用する場合を含む。）および第210条第1項（第235条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的

状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

(4)・(5) (略)

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(9) (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第266条 (略)

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(電磁的記録等)

第267条 指定介護予防サービス事業者および指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第51条の5第1項（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条および第263条において準用する場合を含む。）および第210条第1項（第235条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行

方式，磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

うことができる。

2 (略)